

# 後期高齢者医療保険のお知らせ

## 後期高齢者の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

- ・現役並み所得者（3割）の方は、現行どおり3割負担となります。
- ・非課税世帯の方や、課税世帯の方で世帯内の被保険者の所得が少ない方の場合、現行どおり1割負担となります。

## 2割負担となる対象の基準

窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療被保険者の課税所得（※1）や年金収入（※2）をもとに、世帯単位で判定します。

世帯の中に以下の2点を満たす後期高齢者医療被保険者がいる場合は、2割負担になります。

1	課税所得が28万円以上145万円未満の方
2	被保険者が世帯に1人の方 「年金収入+その他の合計所得金額（※3）」が200万円以上の方
	被保険者が世帯に2人以上の方 「年金収入+その他の合計所得金額（※3）」が320万円以上の方

※1「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）です。

※2「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。

※3「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

## 令和4年度の被保険者証送付について

窓口負担割合の見直しに伴い、令和4年度は被保険者全員に対して、**被保険者証を2回送付します。**

	送付時期	有効期限
1回目	令和4年7月下旬	令和4年8月1日～令和4年9月30日
2回目	令和4年9月下旬	令和4年10月1日～令和5年7月31日

**65歳から74歳の方で一定の障がいのある方は、申請により後期高齢者医療制度へ加入することができます。**

### 【一定の障がいとは】

- 国民年金法における障害年金1級又は2級の受給者
- 身体障害者手帳1級～3級の該当者
- 身体障害者手帳4級の音声又は言語機能障害、下肢障害の1号、3号又は4号該当者
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級該当者
- 療育手帳A又はA該当者

※加入を希望する方は、担当課までお問合せください。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122

# 後期高齢者医療保険料について

「令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬頃に送付します。

保険料は、被保険者全員が負担する「均等割額」と被保険者ごとの所得に応じて負担する「所得割額」を合計して、個人単位で計算されます。

所得の少ない方や後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、基準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。

## 令和4・5年度の保険料率

※保険料率は、2年ごとに見直されます。

均等割額 46,000円

所得割率 8.50%

## 個人ごとの保険料の決めかた

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{46,000円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \end{array} \begin{array}{|c|} \hline \text{(賦課のもととなる金額) × 8.50\%} \\ \hline \end{array}$$

※賦課のもととなる金額＝総所得金額等－基礎控除額

※保険料額の賦課限度額（上限）は66万円です。

## 保険料の軽減について

### ◆所得の少ない方に対する軽減

世帯の所得状況に応じて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合
① 43万円＋「10万円×（給与所得者等の数－1）」以下の世帯	7割
② 43万円＋「10万円×（給与所得者等の数－1）」＋「28.5万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
③ 43万円＋「10万円×（給与所得者等の数－1）」＋「52万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

### ◆会社などの健康保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、加入後2年間に限り均等割額が5割軽減されます。また、所得割額の負担はありません。（国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。）

### 新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な方へ

次の要件を満たす方は保険料が減免となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った世帯の方
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方

※詳細につきましては、担当課までお問合せください。

【お問合せ】 市民課 保険年金グループ ☎63-1111 内線122